

菊陽町農業委員会議事録

令和6年10月10日(木)開催

菊陽町農業委員会

令和6年度第7回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和6年10月10日（木）午後1時30分から午後2時35分
開催場所 菊陽町役場 防災センター2階 応援活動拠点室②

1 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について
- 第2 議事
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 事業計画変更について
 - (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に係る意見決定について
 - (5) 議案第5号 中間管理事業（農地利用集積計画）係る意見決定について
 - (6) 議案第6号 非農地証明願について
 - (7) 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
 - (8) 報告第2号 許可不要転用届出（農地法第5条制限除外）について

2 農業委員

(1) 出席委員（8人）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 上村 貴彦 | 2番 矢野 圭介 | 4番 相馬 和幸 |
| 5番 尾方 孝司 | 6番 古田 圭輔 | 7番 山田 裕子 |
| 8番 大竹 美鈴 | 9番 田村 昭敏 | |

(2) 欠席委員（1人）

- 3番 吉岡 武彦

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（9人）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 鍋島 信男 | 2番 緒方 賢悟 | 3番 梅原 真一 |
| 4番 西本 穂積 | 5番 鎌田 博昭 | 6番 秋吉 祐治 |
| 7番 中村 正徳 | 8番 鳥栖 裕二 | 9番 高田 和幸 |

4 農業委員会事務局職員

- 事務局職員 山川 和徳
事務局職員 村上 学
事務局職員 吉山 友衣
事務局職員 塩貝 執

令和6年度第7回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

—————○—————

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中8名、推進委員総数9名中　名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになります。

それでは、会長よろしくお願いします。

◎議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。

議事録署名人に4番　相馬委員、5番　尾方委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主査を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：辛川字下山立窪2919番1

地目：畠

面積：2, 057m²

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、令和6年8月9日及び9月10日開催の本総会で審議し、保留としていたものの再審議ということになります。

お手元に配布しています「現地調査写真」はP2～P5をご覧ください。

前回の審議で以下の2点について、申請者に確認を取ることとなっており、それぞれ書面での提出がありましたので読み上げさせていただきます。

- ①現土地所有者は道路整備による農地売却となった場合の税控除等を知ったうえで、譲受人に売却することに同意しているのか。
- ②遠方からの農地の買い上げということで、適切な管理をするような方策を何か考えているのか。

それでは、1点目から提出された書面を読み上げさせていただきます。

——1点目読み上げ——

つづきまして2点目に関する書面を読み上げます。

——2点目読み上げ——

以上で議案朗読・説明を終わります。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

◆8番委員

駐車場を整備されると耕作できるほど面積は残るのか。

■事務局

十分な面積はあると思います。

◎議長

他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。

議案書3ページの議案第2号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字下前通 5554番2、5554番6

地 目：畠

転用面積：計1, 947m²

転用目的は、敷地拡張による駐車場の整備です。

この議案につきましては、現地調査を10月3日に実施しております。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP6～P9をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は10ha以上の拡がりがある基盤整備未実施の農地で第1種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第1種農地であり、原則転用は不可ですが、例外規定である「既存の敷地の拡張」に該当し、許可可能と解されます。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 8番推進委員 議案第2号の番号1について8番推進委員が説明します。

(鳥栖)

申請者は菊陽町に本拠地を有する法人で、味噌や醤油等の加工食品販売を中心に行っています。現在、敷地内でおにぎりやだご汁等の提供を行うお食事処を営んでおられ、来場客が増加傾向にあることから駐車場を整備し、大型バス等大人数での来客にも対応する計画です。周辺には農地がありますが、建築物もなく、水管等の現状保全にも協力的でありますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第2号番号2を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書3ページの議案第2号番号2について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字東原 14番1

地目：畠

転用面積：499m²

転用目的は、個人住宅の整備です。

この議案につきましては、現地調査を10月3日に実施しております。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP10～P13をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は10ha以上の拡がりがある基盤整備未実施の農地で第1種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第1種農地であり、原則転用は不可ですが、例外規定である「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可可能と解されます。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆7番推進委員 議案第2号の番号2について7番推進委員が説明します。

申請者は菊陽町在住を有する個人で、譲渡人の■■■になります。現在、居住している住宅が手狭になってきたことと、長年居住した実家付近で生活したいとの思いから本申請地に個人住宅を整備する計画です。周辺には農地がありますが譲渡人の所有地であり、付近を走る水路や他の耕作者にも影響を与えないよう配慮する旨聞いておりますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆9番委員 無償なのか。

■事務局 はい。記載のとおりです。

◎議長 ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号2の案件について、賛成される委員の方の举手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号2は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第3号「事業計画変更について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書4ページの議案第3号番号1について説明します。

本議案は既に農地転用許可が降りている事案について、内容の変更を申請さ

れており、そちらについての適切性を審査するものです。
この議案につきましても、現地調査を10月3日に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP14～P17をご覧ください。

本農地は現在、■■■■■が■■■■■工事作業に入る会社の専用駐車場として一時転用許可を受けているものですが、新たに■■■■■■■の設備工事を受注したため引き続き作業が発生することになったことから、計画期間の変更を申請されています。

本申請により、一時転用許可の完了日が延長され、農地への復旧が令和8年10月31日になるところです。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番委員 議案第3号の番号1について4番委員が説明します。
本申請地は既に農地転用許可をうけているが、新たに■■■■■■■の工事を受注したことにより引き続き作業が発生するため工期の延長を行うものです。使用用途にも変更がなく、現在も計画どおりの運用を行われていることを確認しておりますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第3号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、議案第3号の番号1は「異議なし」として意見決定とします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項は、令和5年4月1日から適用された改正法で、令和7年3月31日まで、従来の基盤強化法第18条の規定を用い農地を効率的に利用する地域の担い手に、農

地の利用集積を進めることを目的として定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和6年9月30日付で、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP5からP10をご覧ください。
利用権設定が9件、所有権移転が1件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者またはそれに準じる者、認定新規就農者、利用権の再設定による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

◆9番委員 P6の4番の方は？

■事務局 新規就農者です。

◎議長 よろしいですか？
—同意の声—

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第5号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 菊陽町長より同じく、令和6年9月30日付で、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。

議案書のP11をご覧ください。
議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、

案件は1件です。
以上で説明を終わります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

■事務局 お手続きに関して、広報10月号に掲載していますのでご確認をお願いします。

◎議長 よろしいですか？

— 同意の声 —

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第5号の農地中間管理機構事業による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に議案第6号「非農地証明願について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書P12をお開きください。
非農地証明は登記簿上の地目が農地であるものの、現況が非農地であるものについて農地に該当するか否かを審議するものです。詳細につきましては、お手元に配布しています現地調査写真のP18～20をご覧ください。
併せて、非農地証明事務処理要領をご覧いただきながらご判断いただければと思います。

議案第6号番号1について説明します。
申請地：辛川字下石ヶ迫 2442番2
地目：畑 現況地目：山林
面積：330m²

非農地証明事務処理要領2(3)アに該当する農地と判断し、非農地証明が可能と判断しております。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 1番委員

議案第6号の番号1について1番委員が説明します。

本申請地を確認したところ、山林の様相を呈していました。現地で申請人に意向を聴取したところ、伐採を考えているとの発言があったため、農地としての管理が可能なのではないかと再考を求めましたが、■■■■■在住で自動車免許の返納も考えていることから管理が難しく、このまま山林として管理をお願いする方を見つけていることです。

面積が330m²で現況が山林となっており、隣の農地との段差も認められ、地元でも耕作を希望する農業者もおらず、農地への復旧・再利用は困難ではないかと思いますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆ 1番推進委員

この証明を出すと、どうなるのか。

■事務局

この証明をもって地目変更登記をすることができます。

◆ 4番委員

伐採の話があったと思うが、どうなったか。

■事務局

ご自身では道へ出ている部分しか対応が難しいとのことでした。

◎議長

ほかにありませんか。ないようですので、採決を行います。

議案第6号の番号1の案件について、非農地とすることに賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第6号の番号1の農地は「非農地として判断する」こととし、申請者に対し証明書を発行するものとします。

次に議案第6号番号2を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案第6号番号2について説明します。

申請地：沖野三丁目 5800番318

地 目：畠 現況地目：雑種地

面積：7.85m²

詳細につきましては、お手元に配布しています現地調査写真のP21～23をご覧ください。

非農地証明事務処理要領2(3)アに該当する農地と判断し、非農地証明が可能と判断しております。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお

願いします。

◆ 8番推進委員 議案第6号の番号2について8番推進委員が説明します。

本申請地を確認したところ、面積が極めて小さく、農地としての利用は困難であることを確認しました。非農地証明後も現状のまま利用されることとなり、周辺にも農地はないことから、環境への影響もないものと思いますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第6号の番号2の案件について、非農地とすることに賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第6号の番号2の農地は「非農地として判断する」こととし、申請者に対し証明書を発行するものとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書のP13、別紙報告のP2からP5をお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は2件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第2号について、議案書のP14、別紙報告のP6をお願いします。「許可不要転用届出」であります。件数は1件で申請地は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、届出を受理しました。以上です。

◎議長

ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時35分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和6年10月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人